

知的財産価値評価の現状と今後

エヌアイティーエルオー フェロー会員 中村 正博

1. はじめに

昨今、紙面を賑わせている、知的財産に関する新聞記事に共通するひとつは、知的財産の価値評価である。すなわち、特許料収入の配分、知的財産権担保融資、発明対価、休眠特許の有効活用、外部への特許開放、特許侵害と損害賠償訴訟など、いずれも知的財産の価値評価が伴うことばかりである。筆者は、新規事業創出のための知的財産や大学発ベンチャーなどについて別の機会述べてきたが¹⁻³⁾、ここでは筆者らが設置した知的財産価値評価研究会⁴⁾での議論はじめ、知的財産価値評価の現状と今後について述べる。

2. 知的財産の価値評価の現状

2004年4月の国立大学の法人化を機に、国立大学が特許料収入の配分を発明者の教員に手厚くする。主要32校を対象にした日本経済新聞社の調査によると、30%還元の大学が多数を占め、国が特許管理する現行規定（百万円超過分は25%）に比べて研究者の厚遇ぶりが目立つ。東京大学では本人に40%、学部に30%、九州工業大学では本人と研究室に70%還元を打ち出した。発明意欲を促すとともに、優秀な研究者を確保して大学間競争に勝ち残ろうとしている⁵⁾。

横浜銀行は日本政策投資銀行と組み、初の知的財産権担保融資を2004年3月30日に実施する。電機通信工事の企業向けに、同社が持つ工事管理システムの特許権などを担保として日本政策投資銀行と計8000万円を融資する。日本政策投資銀行との提携で知的財産権の評価ノウハウを学び、技術力がある地元企業の資金需要に応える⁶⁾。

2004年1月の発明対価を巡る判決で、被告企業「日立製作所」の対象特許「光ディスクの読み取り技術」に対して認容額約1億6300万円、被告企業「日亜化学工業」の対象特許「青色発光ダイオード」に対して認容額200億円が目撃されたが、さらに同年2月の東京地裁判決は人工甘味料「アスパルテーム」の製造法特許を巡り、味の素に発明の対価として約1億8900万円を元社員に支払うよう命じた。特許がもたらした収益を幅広く認定、発明した技術者に高額報酬を認める流れが強まった。味の素は判決に反発、原告側も請求額が20億円で判決に不満を表明し、双方とも控訴を検討している。社員の発明をどう評価すべきか、経営者と技術者の溝は埋まっていない⁷⁾。

一方、ダイキン工業は2004年3月29日、休眠特許を有効活用するため、インターネット上で技術情報を公開したと発表した。企業同士の提携をあっせんするベンチャー企業が運営する事業化支援サイトで公開し、休眠特許を活用した事業化のアイデアを一般から公募する。ダイキンが公開したのは研究所で開発が完了しているものの、採算性などの課題から事業化に至っていない技術である。超音波断層検査の精度を高める音響探査システム、製造ラインの異常発見に役立つ異音自動判定システムなどで約80の特許情報からなる⁸⁾。

N E Cは2004年3月3日、高性能な燃料電池などへの応用が期待されるカーボンナノチューブに関する2件の基本特許を住友商事に供与したと発表した。N E Cはすでに100件超の関連特許を保有しているが、他の企業に使用許諾を与えるのは初めてである。次世代素材の用途開発を進め、保有する知的財産の価値を顕在化するには、外部への特許開放が得策と判断した⁹⁾。

ソニーは2004年4月1日、デジタルカメラ関連の特許を侵害されたとして、米イーストマン・コダックを相手取り、製品製造販売差し止めと損害賠償を求め、米ニュージャージー州の連邦地裁に提訴したことを明らかにした。デジカメをめぐるコダックが同年3月9日にソニーに対し、画像圧縮技術などについて特許侵

キーワード 知的財産、価値評価、大学発ベンチャー、起業、新規事業、職務発明

連絡先 〒214-0001 神奈川県川崎市多摩区菅2-10-26-407 (株)エヌアイティーエルオー

T E L 044-944-9149 E-mail: nakamura@nitlo.com <http://www.nitlo.com>

害で提訴したばかりだった¹⁰⁾。

知的財産を流通させるためには、その価値評価に基づく知的財産の価値が明記されなければならない。価値すなわち値段のないものを、売買することはできない。ところが、知的財産の価値評価が難しい。難しい理由には、以下のものが考えられる。知的財産と呼ばれる権利には、特許や実用新案はじめブランドやノウハウまで多種多様なものがある。二つと同じものがない。単独の知的財産、例えば一つの特許というより、複数の特許やノウハウなどの組み合わせで価値のある場合がある。知的財産そのものというより、それを利用した事業の成否が知的財産自体の価値を左右する。事業の成否には多種多様な要因が影響し、例えば社長の顔なども、大きな要因となる。事業の成否を左右する要因として、スピード、事業開始時期、拠点などがある。ある時期には高い価値のある知的財産も、その権利の残存期間だけでなく、時間経過とともに知的財産の価値が変わりうる。例えば、地震の発生も影響する。知的財産の流通の実態が表にでない。特許庁をはじめとする知的財産関連のデータベースはあるが、上記の理由から知的財産流通には十分ではない。知的財産の価値評価も、DCF法はじめ様々な手法が提案されているものの、手法の精度と手間を考慮した場合、知的財産の流通を促進する現実的な手法の決め手は無いと言っても過言ではない。

3. おわりに

筆者が別の機会でも引用した大学発ベンチャーに関する資料¹¹⁾を以下に紹介する。現在日本では、大学発1000社のスローガンの下に、大学発ベンチャーが粗製濫造されているが、まともなCEO・CTOのいないケースが大半であり、大学の研究成果も実用化には程遠く、適切な支援もないため、ベンチャーとしての成功率は極めて低いと考えられる。その現実を目をつぶって大学発ベンチャーが続々と生み出され、厳しい吟味なしに投資・補助金交付が続く現在の状況は、ひとりのインターネットバブル並みである。これは「大学発ベンチャーバブル」とでも言うほかない。インターネットバブルの時と同様、今後さらに濫造されるベンチャーも含めほとんどの大学発ベンチャーは創業2、3年後には追加の資金調達ができず、清算・倒産・リビングデッド化される可能性が極めて高い。「大学発ベンチャー1000社」は、米国に追いつこうということで打ち出されたスローガンであり、渋っていた大学・大学教官に火をつけたという面での意義は大きい。しかしながら、一般ベンチャーの起業環境がやっと部分的に整備され、大企業社会がようやく変化し始めたばかりの日本で、より難易度の高い大学発ベンチャーを成功させることは極めてむずかしい。

知的財産の価値評価だけでは本当の価値評価はできないこと、言い換えれば知的財産だけでは事業化できないことを肝に銘じ、研究者と起業家の良い連携で、社会貢献とビジネスの大輪を开花させたいものである。

参考文献

- 1) 中村正博：知的財産・TLO・起業、土木学会第57回年次学術講演会、特別セッション、2002年9月
- 2) 中村正博：大学発ベンチャー・TLO・COE・法人化と再編、土木学会第58回年次学術講演会、特別セッション、2003年9月
- 3) 中村正博：解説・新規事業創出のための知的財産、骨材資源、通巻No.139、2003年
- 4) 知的財産価値評価研究会：http://www.conso.jp/news/dtl.asp?act=d_dtl&id=84、建築研究開発コンソーシアム、2004年2月
- 5) 日本経済新聞：国立大特許料研究者手厚く・法人化控え新規定、2004年3月27日
- 6) 日本経済新聞：横浜銀初の知財権担保融資・政策投資銀と旭通信に8000万円、2004年3月30日
- 7) 日本経済新聞：高額報酬流れ定着・特許利益、広く認定、2004年2月25日
- 8) 日本経済新聞：休眠特許ネット公開・ダイキン、利用を促進、2004年3月30日
- 9) 日本経済新聞：NEC、ナノ特許開放、住商に2件供与、用途開発、知財価値を向上、2004年3月30日
- 10) 日本経済新聞：「米コダックがデジカメ特許侵害」ソニーが逆提訴、2004年4月1日
- 11) 赤羽雄二：大学発ベンチャー支援の本格化を目指して、大学発ベンチャー創業支援研修会議・第2日経営トラック、2002年3月19日